

## 平成16年度エコトライ協定について

産業廃棄物適正処理・資源化推進協定(エコトライ協定)については、建設業と処分業については、それぞれ101社と54社を協定締結者とし、平成14年11月1日～平成16年3月31日を協定期間として進行中です。また、収集運搬業の協定についても74社を協定締結者とし、平成15年4月1日～平成16年3月31日を協定期間として進行しています。

平成16年度は、建設業、処分業、収集運搬業の各協定期間をともに平成16年4月1日～平成17年3月31日とします。

16年度の協定は、建設業については平成16年1月13日に、処分業と収集運搬業については、翌14日に都庁で説明会を開催しました。

協定の内容については現在の協定と基本的に同様とし、取り組みについてはさらに進めていくことにより、模範的なものに近づけることとしています。

なお、協定の目的については現在の協定と同様、「処理業者・都民・行政が問題解決に向けて協力していく環境を作り、生活環境の保全と持続発展可能な社会を形成する。」こととします。

処分業及び収集運搬業の協定の概要はつぎのとおりです。

	処 分 業	収 集 運 搬 業
対象事業者	平成15年12月1日現在、東京都の処分業の許可を受けている者	平成15年12月5日現在、東京都の収集運搬業の許可を受け、収集運搬用車両(届出済みに限る。)10台以上、都内に営業所等の連絡先を有する者
	基準日(平成15年12月1日)以前1年間に、警告書以上の行政指導及び行政処分を受けていない者 指示書による行政指導を受けた場合は、その内容が基準日までに改善されている者 東京都に産業廃棄物処理実績報告書又は特別管理産業廃棄物処理実績報告書(平成14年度分)	
	処理施設を良好に運営している者	保管積替施設を有する場合には良好に運営している者

<p>取組み事項</p>	<p>管理規程の作成  技術管理者の設置  社員教育の充実  地域住民との協調  測定結果の報告  最終処分までの管理の徹底  自社ホームページ等による自社情報の公開  資源化の推進  環境負荷の低減(地球温暖化防止対策)</p>	<p>管理規程の作成  社員教育の充実  許可車両の表示  許可車両等一覧表の提供  地域住民との協調  排出事業者への協力要請  環境への配慮  自社ホームページ等による自社情報の公開</p>
--------------	---	---

協定締結日までに警告書の交付等の行政指導もしくは行政処分を受けた業者とは、上記の条件を満たしていても協定を締結しない。

協定の破棄:次の から に該当した場合に、東京都で検討し、協定を破棄します。

- 協定事業者が行政処分を受けた場合
- 協定事業者が警告等の指導を受け、従わない場合
- 協定事業者としての信用を失墜する行為があった場合

東京都が取り組むこと

- 協定締結者の公表
- 協定実施状況の確認及び公表
- 必要に応じて施設での取り組み状況の調査